

松波めぐみさんと障がい当事者の方
によるワークショップ

拒否されたのは
「車いす」ユーザーだから？

参加できないのは
何かあったら困るから？

障がい者差別解消講座

何が差別なのかを考える

～「思いやり」や「配慮」が差別にならないために～

2018 3/12 月

13:30～16:45

会
場

HRCビル (AIAI おおさか)
〒552-0001 4階研修室
大阪市港区波除4-1-37

「障害者差別解消法」施行後、行政だけでなく民間企業等においても、相談窓口等の環境整備が進められています。相談窓口には、明らかな差別的取扱いや「障がい」への理解不足、無関心や考え方の相異から生ずるトラブルまで様々な相談が寄せられ、それに対する取組みが進められています。

法施行後2年目のいま、改めて法の趣旨を確認し、事例をもとに「対話」の重要性などポイントとなる考え方を学び、相談対応や差別解消への取組みについて考えたいと思います。ぜひ、ご参加をお待ちしています。

差別解消に必要な考え方について ～「思いやり」ではなく、まず対話を～

多様な人々が平等に生きることを阻むバリアの解消を目的とする法や条例の考え方について再確認し、差別解消に必要な考え方や「対話」の重要性についてお話を伺います。

【講 師】松波めぐみさん

具体的事例から考えるワークショップ ～「思いやり」・「配慮」・「構え」を越えるために～

どのようにすれば差別をなくしていけるのか、こじれずに建設的な「対話」が出来るのか、ディスカッションやワークショップを交え、差別解消につながる支援や啓発の具体的なイメージを持てるように考え方や対応について考えます。

【講 師】松波めぐみさん、障がい当事者の方

— — — — — 松波めぐみさんプロフィール — — — — —

【定 員】30人(要事前申込・先着順)

【参加・資料代】3,240円(税込)

【対 象】相談・啓発業務に関わる担当者
関心がある方など

【締切り】3月5日(月)

※締切日以降、定員に満たない場合は受け付けませんので、お問い合わせください。

申込方法・地図は裏面参照

大阪市立大学、関西大学等で非常勤講師、立命館大学生存学研究センター客員研究員。

主著に『人権教育総合年表』(共編著)、共著に『地球市民の人権教育』など。月刊『ヒューマンライツ』に2014年5月より「ゆっくり考えていきたい『合理的配慮』」を連載中。

2009年より「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」に事務局員として参画し、京都府の「障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」の策定に関わる。

障害者差別解消法、障害とジェンダー等をテーマに講演活動中。

主催:



一般財団法人 大阪府人権協会

会場へのアクセス

住所：〒552-0001

大阪市港区波除4-1-37

HRCビル 4階研修室

<JR大阪環状線「弁天町」駅北口より>

徒歩8分 約600m

<地下鉄中央線「弁天町」駅4番出口より>

徒歩9分 約700m



※有料駐車場はありますが、台数に限りがございます。

応募方法

- ◆申込用紙に必要事項を記入の上、**3月5日(月)まで**に FAX またはメールで下記までお申込ください。
定員に達しない場合、締切り以降も受け付けますのでお問合せください。
- ◆メールでの申込みの場合は、件名に【障がい者差別解消講座】とお書きください。
- ◆参加にあたって必要な配慮やご要望等がございましたら申込用紙に記入してください。配慮事項等の確認のため、ご連絡をすることがあります。
- ◆定員を超えて受講をお断りする場合はご連絡いたします。
※個人情報については、厳重に保管し、当講座終了後に整理しましたら破棄します。

申込・問い合わせ先

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 8F

電話:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614 mail : info@jinken-osaka.jp

障がい者差別解消講座 【 申 込 用 紙 】

申込日：2018年 月 日

フリガナ			
お名前			
ご所属	電話番号		
	FAX番号		
参加にあたって、手話通訳・要約筆記・点字資料など、必要な配慮やご要望等がございましたら記入してください。			
受講動機と本講座で特に学びたいこと。			